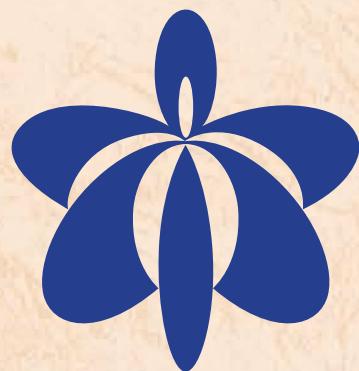


平成31年度

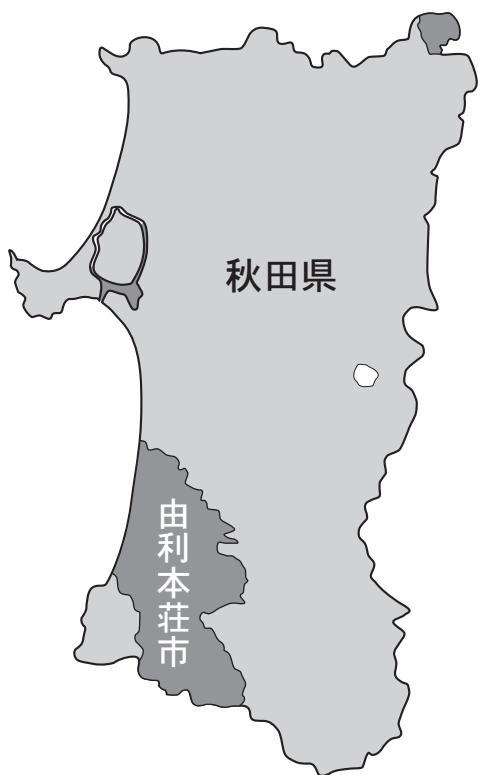
由利本荘市の教育



由利本荘市教育委員会



由利本荘市のあらまし



位置、面積、地勢等

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、北は秋田市、南はにかほ市、東は大仙市、横手市、湯沢市に接し、県都秋田市には20km～60kmの圏域にあり、平成31年3月31日現在の人口は76,784人で、県人口に占める割合は7.8%ほどとなっています。

南に標高2,236mの秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を望み、中央を一級河川子吉川が貫流して日本海にそそぎ、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の三地域から構成されています。

面積は、1,209.59km²（東西約32.3km、南北約64.7km）で秋田県の面積の10.7%を占め、県内一の面積を誇ります。

地目別では、山林75.8%（約917km²）、農用地が12.0%（約146km²）で、宅地は2.0%（約24km²）となっています。

気候は、県内では比較的温暖な地域ですが、海岸部と山間部では気象条件が異なり、特に冬期においては積雪量に差がみられます。

市の花

さくら



山に山桜、東由利に黄桜、本荘公園をはじめ各学校地内や通学路などで身近に感じることができ、子吉川や芋川は桜づつみとして近く桜のトンネルが新しい名所となる。

長い冬の寒さに耐え、待ちに待った暖かく明るい春を象徴しており、こぼれるほどに咲き誇る花と清らかな香りは人々を和ませる。

市の木

ケヤキ



代表的な広葉樹であり山地に自生するが、昔から人家の防風林として植えられたり、神社、仏閣、学校のシンボルなどでなじみが深い。材は堅く、木目も美しく、磨けばきれいな光沢が生じ、湿気にもよく耐える。枝は大きく四方に広がり、根が大地にしっかりと張り付く姿は逞しく力強く、無限の発展を感じさせるとともに本市発展の姿をイメージさせる。

市の鳥

キジ



日本の固有種で、国鳥に選定されている。農耕地、河川敷、草原など広く生息しており、美しい容姿と夫婦親子の強い愛情が、平和の原点を感じさせる。

由利本荘市民憲章

私たちのまちは、鳥海山の大きいなる恵みを受け、高原にさわやかな風そよぎ、田園うるおす清流が日本海へ続く、自然豊かなまちです。

ここに生きる私たちは、先人が築いてきた歴史と文化を大切にし、産業を育て活力あるまちをつくり、責任を持って未来に引き継ぐため、この市民憲章を定めます。

1、豊かな水と緑を守り育て、生命力に満ちた
自然との共生につとめます。

1、思いやりと感謝の心で助け合い、
温かな家庭と平和なまちをつくります。

1、すすんで心身をきたえ、健康で笑顔あふれる
明るい社会をきずきます。

1、ふるさとに学び、心を世界に開いて、
文化の香り高い風土をそだてます。

1、生きがいと誇りを持って仕事に励み、
希望に満ちた明日へ向かってすすみます。

(平成19年11月1日制定)

由利本荘市歌

ゆったりと大きな心で

作詞：谷川俊太郎
作曲：谷川 賢作

とき にそい れきし つらぬ き
さと おし ひとを むすんで こよしがわ
うみへとむかう みずのみち
そのうみは せめぎあう せかいへひらくせん
じんの ちえにまなんで きょうをいきる
mp la la la la la
ふるさとのしき おりお(お)りに
はなはほえみかぜはかおって ちょうかいの
やまきよらかに すそをひき
いただきは めくるめく うちゅうにつづく mf こと
もらとともにゆめみて あすをつくる
mp la la la sah sah

由利本荘市歌

谷川俊太郎

花はるさとの四季ありありに
鳥海の山きよらかに裾をひき
頂ほめくるめく宇宙につづく
子どもうとともに夢見て明日を創る

時に添い歴史つらぬき
星をうるぶし人をもすんで
子吉川海へと向かう水の道
をの海はせめどあう世界へひらく
先人の知恵に学んで今日を生きる

目 次

1	由利本荘市の教育の基本理念	1
2	由利本荘市の教育の基本方針	2
3	教 育 委 員	3
4	教育委員会の機構と事務分掌	4
5	教 育 財 政	5
6	学 校 教 育	8
7	教育研究所	24
8	視聴覚教育センター	24
9	理科教育センター	25
10	生涯学習・社会教育	26
11	ス ポ ー ツ	42
12	文 化	48

[参考資料]

・由利本荘市教育の振興に関する施策の大綱（本文）	57
・小学校・中学校の児童生徒数	64
・小学校・中学校の概要	65
・小学校・中学校耐震化及び統廃合実績	67
・社会教育施設及び関連施設	68
・社会体育施設及び関連施設	73
・指定管理者制度導入施設一覧	80
・教育委員会各課・各機関	81

由利本荘市教育の振興に関する施策の大綱

[平成27年度～平成31年度]

ふるさと愛に満ち創造性あふれるひとづくり

6つの基本施策

- 1 地域力を活かした学校づくりと学校力を活かした地域づくり
- 2 進取の気性を育む学校教育の推進
- 3 生涯学習の推進と地域活動の活性化
- 4 芸術文化の振興と文化財保護活動の推進
- 5 スポーツ立市の推進
- 6 教育施設等の整備と充実

平成27年11月

※大綱全文については57頁に掲載

大綱策定の経緯

平成27年4月、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。

この改正により、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置のほか、市長が「総合教育会議」を開催することや、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めること（法第1条の3第1項）などが定められました。